

要綱案のたたき台(2) (説明付き)

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。)による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手続において裁判所(執行官を除く。以下1及び2において同じ。)に対して行う申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(注) 民事執行法の見直しに際しては、申立て等をインターネットを用いてする際の方法につき、システム上のフォーマット入力的方式を導入することについて検討するものとする。

(説明)

民事執行法を見直して、インターネットを用いて申立て等をする仕組みを導入するに際しては、その方式をどのようなものとするのが、その利用率や当事者の利便性に大きく影響を与えるものであることから、(注)の記載をしている。以下、同様の項目は、同じ趣旨である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事執行の手続において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人(民訴法第13条第1項又は民訴法第54条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除く。)等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、部会資料17の第1の1(2)アと同様である。ここでは、第13回会議での議論を踏まえ、管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者を含め、委任を受けた代理人以外の者について、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければ

ならないものとする規律は設けないものとするを前提としている。

なお、第13回会議では、管理人については、破産管財人との地位の類似性から、他の民事執行の手続において裁判所から選任された者とは別に考える余地があるとの意見があった。もっとも、管理人は、選任された事件において、配当等を実施するが（民執法第107条第1項）、配当について債権者間の協議が調わないときは、執行裁判所が配当等を実施することとされている（同条第5項及び第3項）。これは、配当等に際して法的判断が必要となる場合、必ずしも法律の専門家がその任にあたるわけではない管理人は実施機関として適当でないためであるとされており、このような管理人の民執法上の位置付けに照らすと、破産管財人と同様に考えることはなお検討を要すると考えられる。また、保管人は、その職務内容が強制管理の管理人と類似することから、管理人の規定が準用されており（同法第116条第4項）、管理人を他の民事執行の手続において裁判所から選任された者と特に区別することができるかも問題となると思われる。以上を踏まえ、本文では、管理人についても、特段の記載をしていない。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

裁判所に提出された書面等（民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。）及び記録媒体（電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。）のファイルへの記録（電子化）のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第13

3条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料16の第2の2(1)及び(注)と同内容である。

なお、第13回会議では、提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等について取り上げられ、民訴法と異なるルールを設けるのであれば、ルールを適用しない事件の範囲等を具体的に明記しなければならないなどの指摘があった。これまで、強制執行の申立てが却下された場合や、差押えをする財産が存在しない場合などについて、ルールの対象とする必要性があるのかといった意見が述べられたものの、そのような場面を法律上適切に切り出して対象としない事件の範囲等を定めることは困難であると思われる。以上のほか、第13回会議での議論を踏まえ、本文では、全ての事件においてファイルへの記録(電子化)のルールを適用することを前提に、電子化のルールの内容を記載している。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議」という。)を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

審尋の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができる。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるのと同時に、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができる。

(3) 配当期日

配当期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、配当期日における手続を行うことができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(4) 財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議又は電話会議による参加

財産開示期日においては、ウェブ会議又は電話会議を利用して、申立人が手続に関与することができるものとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとするものとする。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、財産開示期日における手続を行うことができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなす。

イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者（開示義務者）が財産について陳述をすることができるものとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとするものとする。

裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者に陳述をさせることができる。

- a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
- b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
- c 申立人に異議がない場合

5 売却及び配当

(1) 売却決定期間

売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けるものとし、その具体的な内容を以下のとおりとするものとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）を指定し、また、売却の許可又は不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。
- ② ①において意見陳述期間が指定された場合には、売却の許可又は不許可に関する意見の陳述は、当該期間内に、書面を用いてしなければならない。
- ③ ①において意見陳述期間を指定した場合には、当該売却決定の日に、決定書（電子決定書）を作成して、売却の許可又は不許可の決定をすることとし、当該決定に対する執行抗告は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却の許可又は不許可の決定の日から1週間の不変期間内にしなければならない。

(注1) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

(注2) 売却の実施の終了から売却の許可又は不許可の決定までの間に民執法第39条第1項第7号に掲げる文書の提出があった場合には、執行裁判所は、他の事由により売

却不許可決定をするときを除き、売却の許可又は不許可の決定をすることができないものとするが、売却の許可又は不許可の決定後に同号に掲げる文書の提出があった場合には、その売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったとき、又はその売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用するものとする。

(2) 配当期間

配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けるものとし、その具体的な内容を以下のとおりとするものとする。

- ① 裁判所は、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定する。
- ② ①において異議申出期間を指定する場合には、民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならない。
- ④ ①において異議申出期間を指定した場合には、配当異議の申出は、当該期間内に、書面を用いて行わなければならない。

(注1) 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出て、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を異議申出期間が満了する日までに納付することができ、買受人の受けるべき配当の額について異議の申出があったときは、異議申出期間が満了する日から1週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならないものとする。

(注2) 配当の順位及び額について、全ての債権者間に合意が成立し、執行裁判所に対しその旨の届出があった場合には、配当表には、その合意の内容を記載しなければならないものとする。

(注3) 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、異議申出期間の満了の日から1週間以内（差引納付の申出をした買受人が異議に係る部分に相当する金銭を納付すべき場合にあつては、2週間以内）に、執行裁判所に対し、配当異議の訴えを提起したことの証明等をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなすものとする。

6 売却決定期日及び配当期日の見直し

(1) 売却決定期日

売却決定期日の仕組みに関する規定は、削除するものとする。

(2) 配当期日

配当期日に関する仕組みに関し、次のような規律を設けるものとする。

執行裁判所は、必要があると認めるときは、配当異議の申出をすべき期日（配当期日）を指定することができる。この場合には、異議申出期間を指定することを要しない。

7 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執行法第17条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② (事件の当事者である) 債権者及び債務者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。利害関係を有する債権者として閲覧等が認められた者も、同様とする。

(説明)

本文は部会資料17の第1の7と、(注)の①は部会資料16の第3の1の(注)の①と同様である。

(注)の②では、第13回会議での議論を踏まえ、まず、事件の当事者である債権者（強制執行開始等の申立てをした債権者）と債務者については、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるとしている。

また、第13回会議では、事件の当事者である債権者以外の債権者についても検討がされた。前提として、債権者が利害関係を有する者に該当するかどうかであるが、現行法上は、一般債権者は、当然には該当しないが、配当要求資格のある債権者などは、該当すると解されている。そして、債権者であるとして事件記録の閲覧等の請求があり、裁判所書記官により、利害関係を有する債権者であるとして閲覧等が認められた者については、以降は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写が認められるものとすることが考えられる。また、これまでの議論では、例えば、配当要求をしたことを閲覧等をいつでも認めるための資格とする

ことにつき、議論がされていたが、利害関係を有する者である債権者として閲覧等が認められた者に限り、いつでも閲覧等を認めるとするのであれば、特段、その認定と別に資格要件を課す必要がないように思われる。以上を踏まえて、(注)②のとおり記載している。

8 送達

(1) 電磁的記録の送達

民事執行の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事執行の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

9 債務名義の正本の提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義の記録事項証明書に基づいて実施するとの規律を維持した上で、債権者が当該債務名義に係る事件を特定するために必要な情報を提供した場合には、記録事項証明書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手続において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき（強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等）についても、本文の規律と同様に、当該裁判に係る事件を特定するために必要な情報を提供した場合には、当該裁判の記録事項証明書自体の提出を不要とするものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料17の第1の9(1)及び(注)と同様である。

なお、単純執行文(部会資料16の第5記載の論点)については、第13回会議において、単純執行文制度を維持することについて賛成する意見があったことから、現行法の仕組みを維持することを前提に、特段の記載をしていない。

10 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続に

ついて、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立て及び民執法第42条第4項の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(3) 配当等の額の供託

民執法第91条第1項に基づき配当等の額に相当する金銭の供託（以下「配当留保供託」という。）に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 配当留保供託がされた場合における当該供託に係る債権者（民執法第91条第1項第6号に掲げる事由による供託がされた場合にあっては、当該供託に係る仮差押債権者又は執行を停止された差押債権者。以下同じ。）は、供託事由が消滅したときは、直ちに、その旨を裁判所に届け出なければならない。
- ② 裁判所は、配当留保供託がされた日（②によりその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日）から①の届出がされることなく2年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、①の届出又は供託の事由が消滅していない旨の届出をするよう催告しなければならない。
- ③ ②による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から2週間以内に届出をしないときは、裁判所は、当該供託に係る債権者を除外して配当等を実施する旨の決定をすることができる。
- ④ ③の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から1週間の不変期間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者がその日までに②の届出をしたときは、この限りでない。
- ⑤ 当該供託に係る債権者が②の期間を経過する前に供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、②による届出があったものとみなす。

1.1 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律（前記1及び2）と同様とし、委任を受けた代理人（弁護士に限る。）はインターネットを用いて申立て等を行わなければならないなどとする。

第2 民事保全

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手續において、民訴法第132条の11の規定を準用し、委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

裁判所に提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書

面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料16の第2の2(1)及び(注)と同様である。第13回会議での議論を踏まえ、このルールは、全ての民事保全の手続において適用される前提の記載として

いる。
なお、第13回会議では、審尋を経ないで保全命令が発令される事件については、添付書類や疎明資料を電子化するかどうかについて裁判所の適切な裁量的判断に委ねるべきとの意見があったが、民事保全の事件で一番多い類型である仮差押命令申立事件や処分禁止の仮処分申立事件について提出書面等を電子化しないことは望ましくなく、全ての事件について電子化をすべきとの意見があったことから、本文では、民訴法と同様のルールを記載している。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

審尋の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議を当事者に利用させることができる。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところ

により、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができる。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

6 送達

(1) 電磁的記録の送達

民事保全の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事保全の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

7 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手續

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの

申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項を準用するものとする。

(3) 保全執行に関する手続

保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するものとする。

(4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面の提出に関する規律の見直し

本案の訴えの提起又はその係属を証する書面（民保法第37条第1項）に関し、現在は、裁判所書記官による訴えの提起又は係属を証明する文書の提出を要求しているところ、裁判所書記官による証明文書の提出に代えて、起訴命令を発せられた債権者が保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認するために必要な情報を書面又は電磁的記録によって提出すれば、裁判所書記官による証明文書の提出を不要とすることを可能とする仕組みを設けるものとする。

(5) 和解調書の送達

民事保全の手続について、民訴法第267条第2項を準用し、和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

第3 破産手続

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用い

てすることができるものとする。

(注) 破産法の見直しに際しては、申立て等をインターネットを用いてする際の方法につき、システム上のフォーマット入力的方式を導入することについて検討するものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人（弁護士に限る。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

部会資料16の第1の(3)では、債権届出につき、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者がインターネットを用いてこれを行わなければならないものとする考え方が取り上げられていたが、本部会資料では、第13回会議での議論を踏まえ、このような規律を設けないことを前提に、この点に関する記載はしていない。

(破産管財人と債権届出の説明)

第14回会議では、破産管財人と債権届出につき議論がされた。同会議では、将来、債権届出がインターネットを利用して裁判所の使用に係るサーバー上のシステムにされることがほとんどとなる段階を見越して、そのようなシステムのみでは賄うことができない極めて例外的なケース（債権者が極めて多数のケースなど）に限って、破産管財人が構築したシステムも利用することを可能とするために、法律上、そのような例外的なケースに限って、破産管財人が申出のあった債権者に代えて債権届出をする仕組みを設けるべきであるとの意見があった。

もっとも、改正法の施行後も紙媒体で債権届出がされるケースが一定程度残る可能性を念頭に、一定の要件の下で破産管財人が債権届出に関する事務を行うことができる旨の明文規定を法律上設ける場合には、現在、債権届出に関する実情が各裁判所によって様々に異なる中で、紙媒体で提出される債権届出に関する取扱いにも影響が生じ、各地の実情に応じた柔軟な

実務運用の妨げになることが懸念されるとして、否定的な意見があった。また、いずれにしても、そのような仕組みを設けることについては、今後のシステムの進展等を踏まえて検討すべき課題ではないかなどの指摘もあった。

以上の議論を踏まえて検討をすると、今後、債権届出についてはインターネットを利用して裁判所の使用に係るサーバー上のシステムにすることが可能となり（さらには、そのシステム上の情報を利用して、その後の手続を行うためのシステムの構築が検討されることになると思われる）、できるだけ、そのようなシステムの利用が望ましいと思われるものの、この部会では、そのような方向性をとるとしても、インターネットを利用した債権届出を義務化することは現時点では難しいとの意見が大勢である。そのため、将来、債権届出がインターネットを利用して裁判所の使用に係るサーバー上のシステムにされることがほとんどとなる段階を目指すとしても、現時点で、直ちにその段階を見越して、そのことを念頭に規律を設けることは難しいと思われる。また、仮に、このような規律を設けなかったとしても、現在、一部の裁判所において、債権届出の実務を破産管財人が担っていることなどからすると、法律の規定がなくとも、提案にあるような実務の構築を運用で行うことは可能であると考えられ、今後、紙媒体、システム経由のいずれの債権届出との関係でも、破産管財人がどのような役割を果たすべきであるのかは、今後構築されるシステムの内容やオンライン届出の実情等と併せて、各地の裁判所や破産管財人の実務上の対応状況を踏まえながら、そのシステム構築を担う裁判所と破産管財人との間で協議等を行うことにより確立していくべき問題であるようにも思われる（なお、部会での意見の中には、裁判所が用意しているシステムのみでは対応できないケースにつき、その特殊な事例に限って、破産管財人が用意するシステムと裁判所のシステムと連携することを検討し、その連携を通して債権届出をするといったことも念頭に置いているものもあると考えられる。もっとも、仮に、そのような連携を検討するとしても、そのような連携は、システム構築の工夫等によって解決する性質の問題であり、法律上、破産管財人が債権者に代わって債権届出をしているとの仕組みが必要であるかどうかとは関係がなく、現在の債権届出における実務上の工夫と同様に、実務上解決すべき問題であるとの指摘も考えられる。）。以上に加えて、債権届出を破産管財人が行うこととなる際のその破産管財人の法的性格をどのように考えるのかや、これまでの部会でも議論があった時効の問題など、引き続き検討すべき問題もあるように思われる。そのため、現時点では、この問題は、今後の実務上の運用に委ねることとして、要綱に記載しないこととし、本部会資料にも記載していない。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に

記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)の内容は、部会資料16の第2の2(1)と同様である。

第13回会議での議論を踏まえて、このルールは、全ての破産手続等において適用されることとし、その前提の記載としている。これまで、自然人の申し立てる自己破産事件で、同時廃止となるような場合について、このルールの対象とする必要性があるのかといった意見が述べられたものの、そのような場面を法律上適切に切り出して定めることは困難であると思われる。

なお、部会資料16では、本文③及び(注)のルールにつき、破産手続等に導入するかどうかについて取り上げていたが、第13回会議での議論においても、基本的に導入することに反対する意見があったものではないので、ここでは、そのまま導入する案としている。もっとも、同会議でも指摘があったとおり、実際に、この制度が利用されるケースは、飽くまでも例外的であり、最終的に、裁判所のファイルに記録しないかどうかは、破産手続等の特質等を踏まえ

つつ、破産管財人の意見等を踏まえて判断されることになるものと解される。

そのほか、これまでの会議では、破産法特有のルールとして、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合における安全管理措置などについて取り上げていたものの、第13回会議では、このような特有のルールを設けないことにつき、特段の異論はなかったため、特に記載をしていない。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(2) 審尋の期日

審尋の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議を当事者に利用させることができる。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるのと同時に、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができる。

(3) 債権調査期日

債権調査期日におけるウェブ会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、

ウェブ会議によって、債権調査期日における手続を行うことができる。

- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者は、その期日に出頭したものとみなす。

(説明)

本文は、部会資料17の第3の4(3)と同様である。なお、表現ぶりは、他の期日における表現にあわせている。

(4) 債権者集会の期日

債権者集会の期日におけるウェブ会議の利用に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債権者集会の期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出席しないでウェブ会議により手続に関与した破産管財人、外国管財人、破産者又は届出をした破産債権者は、その期日に出席したものとみなすものとする。

(説明)

本文は、部会資料17の第3の4(4)と同様である。なお、表現ぶりは、他の期日における表現にあわせている。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。
- ② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 申立人、破産者（債務者）、破産管財人等は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。債権者として閲覧等が認められた者も、同様とする。

(説明)

第13回会議では、破産手続等における債権者につき、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとする点について議論があった。この点について、これまでの議論を整理すると、破産手続等の債権者につき、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写を認めることについては、①いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写が認められるための手続の問題と、②いつでも事件の係属中に閲覧又は複写が認められるための債権者の資格の問題があると思われる。

①の点について整理すると、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写が認められるための手続としては、債権者であるとして事件記録の閲覧等の請求があり、裁判所書記官により、債権者であるとして閲覧等が認められた場合には、以降は、債権者として閲覧等が認められた者については、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写が認められるものとするのが考えられ、第13回会議でもそのような指摘があった。

また、②の点について整理すると、これまでの会議では、債権の届出をしたことを閲覧等をいつでも認めるための資格とすることにつき、議論がされていたが、第13回会議では、破産債権の届出をした者に限定することについては、債権届出を留保する運用がとられているケースもあり、慎重な意見があった。いずれにしても、上記のとおり、債権者として閲覧等が認められた者に限り、いつでも閲覧等を認めるとするのであれば、特段、その認定と別に資格要件を課す必要がないように思われる。

以上も踏まえ、債権者として閲覧等が認められた者についても、閲覧等を認めることを(注)に記載している。

6 送達

(1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(公告の説明)

第13回会議では、個人破産について公告を廃止したり、その公告の内容を見直したり、破産情報の公開の制限等の方策や、その情報の公開を裁判所設置端末に限って行うべきであるなどの意見があった。また、プライバシー侵害のリスクを低減しつつ、破産公告の効果も併せて実現できるような発想でこの検討を行うということが重要ではないかの意見もあり、公告を見直しつつ、信用情報の収集情報源の一つにこの情報になっているということに対応した情報提供の在り方について、更に検討を深める必要があるとの指摘もあった。さらに、IT化が進んだからこそ出てきた新たな問題というのに対処するというのも、もう一つの大きな視点であり、今すぐに解決していかなければいけない課題であるなどの指摘もあった。

また、公告という制度を一つの軸として現在の倒産手続が組み立てられており、公告の方の機能を弱めていくと、その場合にどのような事態を考える必要が出てくるかということを考えなければいけないとの指摘や、公告は破産債権者の財産権の保障のためのツールであるということを見無視して議論することはできず、結局、破産債権者の負担において破産者を保護するのが適切なかどうかという問題になり、代替ツールがほかにあり得るかどうかということも考えなければいけないとの指摘もあった。加えて、個人破産における官報公告の廃止には、現状、様々な意見があり、現状では、官報公告を残すほかはないとの指摘もあった。

そして、第13回会議では、上記のとおり、今すぐに解決していかなければならないとの指摘もあったもの、意見の多くは、この部会において、結論を出すことはできない問題であり、破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべき問題であるというものであった。

以上を踏まえて、公告につき、改正の提案は記載をしないこととしている。

7 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項の規定を準用するものとする。

(3) 破産債権表の更正

破産債権者表の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者表の更正の処分又はその申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ② 破産債権者表の更正の処分又はその申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。
- ③ ②の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

本文は、部会資料17の第3の8の(3)と同様である。ただし、同資料では、破産債権者表につき更正処分をすることができることを明記していたが、更正処分をすることができること自体は、現行法でも同様であり、改正項目は、異議の申立て等に関するのみであるので、そのことのみを記載する形にしている(破産債権者表の電子化は、3のとおりである。)

第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続(民事再生法)、更生手続(会社更生法)、特別清算の手続(会社法)及び承認援助手続(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律)について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

(注) 再生手続における管財人、保全管理人、監督委員、調査委員及び個人再生委員、管財人代理及び保全管理人代理、更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員及び調査委員並びに特別清算の手続における監督委員及び調査委員は、当該選任を受けた手続において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

本文は、部会資料17の第4と同様である。

また、第13回会議では、再生手続における管財人等について、その選任を受けた手続において裁判所に対して行う申立て等につきインターネットを用いてしなければならないものとするにつき、特段の異論はなかったことから、この点を(注)において明記している。

第5 非訟事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法

第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

非訟事件の手續において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた手續代理人（非訟法第22条第1項ただし書の許可を得て手續代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

第13回会議における議論を踏まえ、また、非訟事件の手續において裁判所から選任された者については、裁判所に対して行う申立て等インターネットを用いてしなければならないものとする特段の規律を設けないものとし、そのような規律については、記載しないこととしている。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

裁判所に提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - ii 秘匿決定があった場合における秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分のうち必要があるもの

(注) 裁判所は、秘匿決定があった場合において、必要があると認めるときは、ファイルに記録され電子化された記録のうち、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれらを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された記録から消去する措置その他の当該部

分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料16の第2の2(1)の本文及び(2)と、基本的には同内容である。

第13回会議では、提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等について取り上げられ、民訴法と異なるルールを設けるのであれば、ルールを適用しない事件の範囲等を具体的に明記しなければならないなどの指摘があった。前回会議では、具体的に清算人選任事件や過料事件などについて、家事事件の別表第1事件と同様の取扱いにすべきであるとの意見も述べられたものの、電子化のルールの対象としないことの合理性について、別表第1事件に匹敵するほどの事情があるとは認め難いとの指摘があったほか、別表第1事件とは異なり、例外的にルールを適用しないものとする事件類型を最高裁判所規則において限定することも困難であると思われる。以上のほか、第13回会議での議論を踏まえ、本文では、全ての事件においてファイルへの記録(電子化)のルールを適用することを前提に、電子化のルールの内容を記載している。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手續の期日における手續(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるものとする。

5 和解調書の送付

和解を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付することを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

6 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型（借地非訟事件など）や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法による閲覧等を認めるものとする。

(説明)

なお部会資料16の第3の（後注）で記載していた考え方（法律上、閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、運用により、当事者は、いつでも事件の係属中に、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとする考え方）については、第13回会議において、異論はなかった。この点については、法律上特に規律を設けるものではなく、要綱案には記載しないことを前提に、今回の部会資料では取り上げていない。

なお、第13回会議における指摘及びこれについての考え方の整理については、後記第9の

7 (1)の説明参照。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

自己の提出した書面等及び裁判書等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができる。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とする。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

非訟事件の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 公示催告事件における公告

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の揭示場への揭示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(説明)

部会資料16の第4の2(1)と同内容である。なお、部会資料16の第4の2(2)では、公告

のウェブサイト掲載について取り上げていたが、様々な意見がある項目であること等を踏まえ、特段記載をしないこととしている。

9 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① (和解調書以外の) 調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

第6 民事調停

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手続において裁判所に対して行う申立て等については、(非訟

法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（説明）

第6では、「裁判所に対して」との表現をしている箇所があるが、民事調停の手続では、受調停裁判所のほか、手続の主催者である調停委員会や、裁判官、民事調停官、さらに、裁判所書記官がおり、これらを含む意味で「裁判所」の用語を用いている。

（2）インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人（非訟法第22条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

裁判所に提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

（注）民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録され

た電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 調停委員会(裁判官又は民事調停官のみで民事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は民事調停官)は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料17の第6の4と基本的に同様である。なお、本文は、現行民事調停法第22条において現行非訟法第47条を準用していることを前提に、非訟法の見直しと併せて同条にある遠隔地要件を削除するものであるが、現行法においても、ウェブ会議等の利用は、調停委員会(裁判官、民事調停官のみで調停をしている際には裁判官、民事調停官)の判断によると解されているため、本文では、その主体として「調停委員会(又は裁判官)」と記載している。

5 調停調書の送付

調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化するのと併せて実現するものとする。

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手續における電子化された事件記録及び電子化されていない事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用するものとする。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

民事調停の手續における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

民事調停の手續における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手續

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳

述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① (調停調書以外の) 調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

(説明)

本文は、部会資料17の第6の8(3)と同様である。

(特定調停の説明)

以上のほか、部会資料17の第6の8の(4)では、特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえてIT化をするものとすることについて、取り上げていた。もっとも、前記第3のとおり、民事調停の規律と破産手続の規律との間で提出書面の電子化のルール等に違いはなく、特定調停における手続は、民事調停の手続のIT化の規律に基本的に従えば足りると考えられる。そこで、この項目は、記載しないこととしている。

第7 労働審判

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（説明）

第7では、「裁判所に対して」との表現をしている箇所があるが、労働審判手続では、受審判裁判所のほか、手続の主催者である労働審判委員会や、裁判所書記官がおり、これらを含む意味で「裁判所」の用語を用いている。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた代理人（労審法第4条第1項ただし書の許可を得て代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

裁判所に提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書及び調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)労働審判委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(注) 労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記8で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている(民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとしての参考人等の審尋(民訴法第187条第3項及び第4項参照)は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。)

(説明)

本文及び(注)は、部会資料17の第7の4と基本的に同様である。なお、現行法においても、ウェブ会議等の利用は、労働審判委員会の判断によると解されているため、本文では、その主体として「労働審判委員会」と記載している。

5 調停調書等の送付

(1) 調停における合意を記載した調書

調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(2) 審判書に代わる調書

審判書に代わる調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第26条第1項の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

7 送達

労働審判手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 労働審判手続における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

8 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

ウェブ会議又は電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合等

費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合等について、①のとおり規律を設けるとともに、②のような規律を設けるものとする。

① 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設ける。

② 労審法第25条の申立ては、労働審判事件が終了した日から10年以内にしなければならない。

(3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

① (調停調書以外の)調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

第8 人事訴訟

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

なお、第13回会議の議論を踏まえ、本文以外の者にインターネットの利用を義務付ける特段の規律は記載していない。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）

(1) 民事訴訟のルールの適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする（書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。）。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

なお、本文及び(注)のルールは、事実の調査において裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化について適用されることを想定しているが、本文③及び(注)の一部について適用される場面がないことから設ける特有のルールについては、(2)で別途記載している。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等のファイルへの記録（電子化）の例外）

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、(1)③のほか、秘匿決定があった場合における秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分のうち必要があるものについては、(1)②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする。

(注) 裁判所は、(1)の(注)のほか、秘匿決定があった場合において、必要があると認めるときは、ファイルに記録され電子化された事実調査部分の記録のうち、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれらを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

(注)は、部会資料16の第2の2(2)と同内容である。第13回会議では、このような規律を設けることにつき、異論がなかった。

また、部会資料16では記載していなかったが、このような安全管理措置の対象となる

ようなものについては、提出書面等の電子化の対象から除くのが適当であると思われる。そこで、本文では、これを、電子化の対象から除くこととしている。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規定を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとする。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

6 電子化された訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化された訴訟記録（事実の調査に係る部分を除く。）の閲覧等

電子化された訴訟記録（事実の調査に係る部分を除く。以下この(1)において同じ。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文は、部会資料17の第8の6(1)と同様である。(注)は、部会資料13の第5の6(1)の(注)と同じである。

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項と同様の規律により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(2)ア及びイ本文において「閲覧等」

という。)の請求をすることができる。

- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項と同様の規律により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録(事実の調査に係る部分に限る。)の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料16の第3の2(1)と(2)と、内容は同じである。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

(2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

8 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの

申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、民訴法第71条第2項を適用するものとする。

第9 家事事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 家事事件手続法の見直しに際しては、申立て等をインターネットを用いてする際の方法につき、システム上のフォーマット入力的方式を導入することについて検討するものとする。

(説明)

第9では、「裁判所に対して」との表現をしている箇所があるが、家事事件の手続では、裁判所のほか、家事調停の手続の主権者である調停委員会や、裁判官、家事調停官、さらには、裁判所書記官がおり、これらを含む意味で「裁判所」の用語を用いている。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

家事事件の手続において、民訴法第132条の11の規定と同様に、委任を受けた手続代理人（家事法第22条第1項ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除く。）等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(説明)

なお、第13回会議の議論を踏まえ、本文以外の者にインターネットの利用を義務付ける特段の規律は記載していない。

2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録(電子化)

裁判所に提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録(電子化)のルー

ルとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手續（別表第一に掲げる事項についての審判事件（同表に掲げる事項についての審判前の保全処分の事件を含む。）であって最高裁判所の定めるものを除く。）において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

ii 秘匿決定があった場合における秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分のうち必要があるもの

(注) 裁判所は、秘匿決定があった場合において、必要があると認めるときは、ファイルに記録され電子化された記録のうち、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれらを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文及び(注)は、部会資料16の第2の1(2)、2(1)及び(2)と、基本的には同じ内容である。

また、提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等に関しては、第13回会議において、最高裁判所規則に定める事件類型などとして限定列挙すべきであるとの意見や、事件の種類に応じた議論をすべきではないかとの指摘があったこと、他方で、適用しないものの範囲を縮小する可能性を念頭に、過渡的な段階では、なるべく柔軟に変更できるようにしておくべきであるとの意見もあったことを踏まえ、本文②のルール（申立て等に係る書面以外の裁判所に提出される書面等又は記録媒体の電子化に関するルール）が適用されないものは、別表第1事件のうち最高裁判所の定めるものであることを本文において明記している。その上で、本文②のルールを例外的に適用しないものとする事件類型については、最高裁判所規則において定めることが考えられるが、これまでの部会における議論等を踏まえると、その具体的内容

として適切な対象範囲は、単発的・申請型の事件類型のうち、子の氏の変更についての許可、相続の放棄や限定承認の申述の受理、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、遺言書の検認の事件が想定され、将来的には、さらにこの範囲を縮小することについて、継続的に検討するものとする考えられる。

第13回会議では、(注)のような規律をとることに特段の異論はなかったが、安全管理措置の対象となるようなものについては、提出書面等のファイルへの記録(電子化)の対象から除くのが適当であると思われる。そこで、本文③では、これを、電子化の対象から除くこととしている。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官及び裁判所技官の報告書の電子化に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告(家事法第58条第3項参照)に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。
- ② 前記①の規律は、裁判所技官による診断の結果について準用する。

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)家庭裁判所(家事調停の場合にあっては、調停委員会(裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官)以下(2)及び(3)も同じ。)は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、家事事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(説明)

本文は、部会資料17の第9の4(1)と、その内容は同様であるが、調停のケースでは、判

断の主体は調停委員会（裁判官、家事調停官のみで調停をするケースは、裁判官、家事調停官）なので、その点を明確にしている。以下も同様である。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手續の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手續の期日に立ち合わせることができるものとする。とともに、当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができる。
- ② ①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。

(注) ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手續を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

6 調停調書の送付

調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組

み込み一本化することと併せて実現するものとする。

7 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 家事事件における電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

本文は、部会資料17の第9の7(1)と同様である。

(注) は、部会資料16の第3の2(2)と基本的に同じ内容であるが、第13回会議で、②について、審判を受ける者となるべき者についても、当事者と同様にいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとしてもよいのではないかとの指摘があった。改めて検討をすると、確かに、実質においては、審判を受ける者となるべき者は、いつでも閲覧等を認めるべきと思われるが、他方で、現行法では、審判を受ける者となるべき者は、参加をしない限り、その閲覧等の許可は、利害関係を有する第三者と同じ基準により判断される（家事法第47条では、当事者（利害関係参加人が含まれるが、参加をしていない審判を受ける者となるべき者は含まれない）の閲覧等につき裁判所は原則として許可をしなければならないが、利害関係を有する者については法律上そのような定めとはなっていない。）。そうすると、審判を受ける者となるべき者は、法律上は、閲覧等につき、当事者と同じ扱いになっていない。また、実際上も、参加をすれば、いつでも閲覧等が可能としておけば、特段の不都合もないようにも思われる。そこで、(注) については追記をしていない。

また、第13回会議では、部会資料16の第3の(後注) 記載の論点についても議論がされ、法律上、閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、運用により、当事者は、いつでも事

件の係属中に、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとする考え方について、異論はなかった。この点については、法律上特に規律を設けるものではないことから、要綱案には記載しないことが考えられ、今回の部会資料では、本文や（注）として記載をしていない。

なお、部会資料16の第3の（後注）の説明で記載していた運用の具体例のうち、同一の当事者が同一の部分につき閲覧又は複写をする場合に再度の許可は不要とする運用については、これまでの会議においても賛成する意見が多くみられた。

また、一定の場合には、今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする考え方については、例えば、手続代理人が他の当事者に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出した資料につき、他の当事者において、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとする（例えば、当事者双方の手続代理人が、当該事件において自ら提出する資料につき、他の当事者に閲覧等が認められても構わないとの意向を示した場合に、裁判所が、予め、双方に対してその閲覧等の許可をしておき、裁判所の都度の許可を経なくてよいこととするといったこと）については、賛成する意見も多かった。他方で、手続代理人が提出する場合と当事者本人が提出する場合とで取扱いを変えることが相当かという指摘もあったが、手続代理人が提出したものを対象とするこの考え方は、現行の運用において、裁判所に提出する書面等が他の当事者にも事前に直接送付されているのは主に当事者双方に手続代理人が選任されているケースであることを念頭に置いたものであり、裁判所の都度の許可を得なくてよいこととするケースを限定する観点から、一定の合理性を有するものと考えられる。他方で、事前許可の運用の在り方として、当事者全員及び裁判所との間で、当該事案について、包括的・一律ではなく、一定の時期、範囲を区切って閲覧等を認める運用を合意できた場合には、裁判所の都度の許可を得なくてよいこととする考え方を支持する意見もあった。

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

自己の提出した書面等及び裁判書等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の

請求をすることができる。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とする。

- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

8 送達等

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(後注) 家事事件の手続において裁判所が行う公告について、最高裁判所規則で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所設置端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(説明)

部会資料16の第4の(後注)では、公告のウェブサイト掲載について取り上げていたが、様々な意見がある項目であること等を踏まえ、特段記載をしないこととしている。

なお、部会資料17では、(前注)として送達と送付の関係に関する記載があったが、他の手続では記載していないので、削除している。

9 その他

(1) ITを活用した証拠調べ手続

システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律

費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(3) 調書の更正

調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 調停調書以外の調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。
- ② ①の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- ④ ①の規定による更正の処分又は①の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。

第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

第11 その他

その他所要の規定を整備するものとする。